

3つの安全設備の義務化のお知らせ

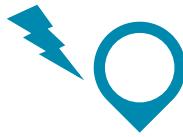
義務化の対象となる安全設備

法定無線設備



法定無線設備の見直し

非常用位置等発信装置



海難発生時に位置情報を発信

改良型救命いかだ等

(乗り移り時の落水危険性を軽減)



水中での救助待機が不要

適用日

「法定無線設備」「非常用位置等発信装置」

旅客船（旅客定員13人以上の船舶）※1

: 令和6年4月1日

旅客定員12人以下の事業船 ※1※2

: 令和7年4月1日

「改良型救命いかだ等」

パブリックコメントや一部製品の開発状況を踏まえ、現在検討中です。

※1「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用のみに供する船舶(小型兼用船を含む)については

遊漁船事業者の皆様向けのお知らせをご覧ください

※2「海上運送法」の適用を受け人の運送をする事業者が使用する船舶

経過措置



「法定無線設備」



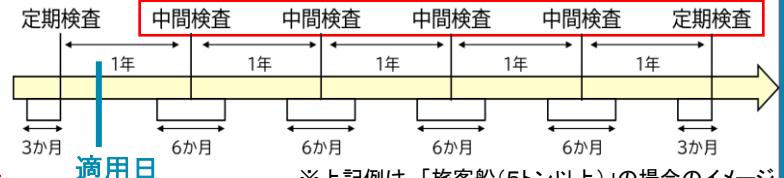
「非常用位置等発信装置」



適用日以降最初に迎える定期検査
までに積みつけが必要

法定無線設備

非常用位置等発信装置



法定無線設備

●義務化について

- 限定沿海を航行する「①旅客定員13人以上の旅客船」の法定無線設備から携帯電話を除外
- 「②旅客定員12人以下の事業船」に対して、新たに法定無線設備を義務付けを予定

<適用日以降の義務化の対象範囲>

	①旅客定員13人以上の旅客船	②旅客定員12人以下の事業船
平水（湖川港内）	不要	不要
平水（上記を除く）琵琶湖	業務用無線設備 又は衛星電話 又は携帯電話*	業務用無線設備 又は衛星電話 又は携帯電話*
2時間限定沿海	業務用無線設備 又は衛星電話 又は携帯電話	業務用無線設備 又は衛星電話
沿岸5海里	業務用無線設備 又は衛星電話 又は	
沿海		

※航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る

非常用位置等発信装置

●義務化について

- 限定沿海以遠を航行する「旅客船及び事業船（①及び②）」に対して非常用位置等発信装置の積み付けを義務化

<適用日以降の義務化の対象範囲>

	①旅客定員13人以上の旅客船	②旅客定員12人以下の事業船
平水	不要	不要
2時間限定沿海瀬戸内		EPIRB*
沿岸5海里		又は AIS(簡易型 (Class-B) を含む)
沿海		

※AIS-SART機能を有し、位置情報が向上した新型

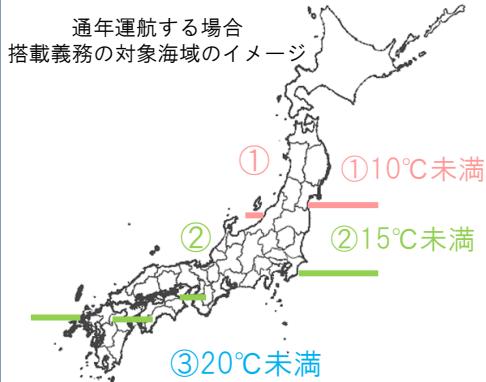


改良型救命いかだ等

※適用日は現在検討中

●義務化について

- 一定の水温を下回る海域での救命設備として、改良型救命いかだ等の積み付けを原則義務化



<適用日以降の義務化の対象範囲>

海水温については、気象庁等が公表している過去30年間（瀬戸内5年間）の海面水温の平均値を元に基準を設定

	①旅客定員13人以上の旅客船	②旅客定員12人以下の事業船
平水（湖川港内）	不要	不要
平水（一部の湖※1）	水温が10度未満となるおそれのある水域を航行する場合	
平水（上記を除く）	改良型救命いかだ等の積みつけが必要	
2時間限定沿海	水温が20度未満となるおそれのある水域を航行する場合	
沿岸5海里	改良型救命いかだ等※2の積みつけが必要（一部の船舶は15度未満）	
沿海		
近海	改良型救命いかだ等※3の積みつけが必要	

※1：琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、宍道湖又は支笏湖

※2：総トン数20トン以上の大型船（沿海）の場合、改良型救命いかだまたは救命艇

※3：総トン数20トン以上の大型船の場合、改良型救命いかだまたは救命艇

★水温の確認方法

下記QRコードをスキャン

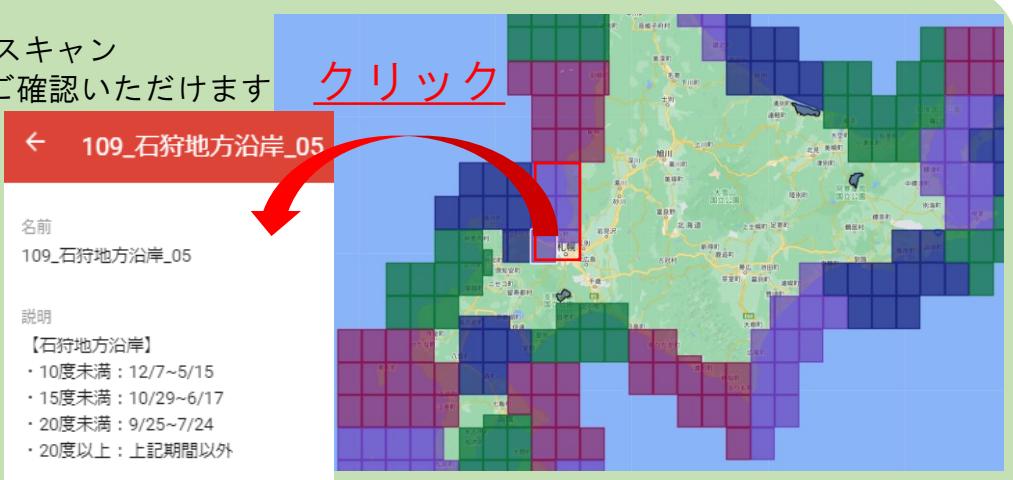
各水域の温度をご確認いただけます

<QRコード>



<URL>

<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5An1eBwm2ioTB527IQjjz3I&ll=43.59519975346771%2C142.93033323178628&z=7>



クリック

●搭載不要となる特例（組み合わせも可能）※2024年1月19日時点

- 一定の水温を下回る時期に運航しない
- 全通水密甲板を有する船舶
- 母港（出発港）から5海里以内を航行する船舶

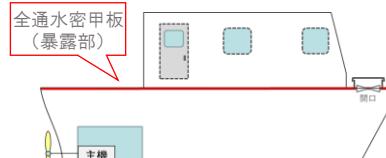
例：種子島・屋久島沿岸海域

- 10度未満 該当なし
- 15度未満 該当なし
- 20度未満 1/30～3/8
- 20度以上 3/9～1/29

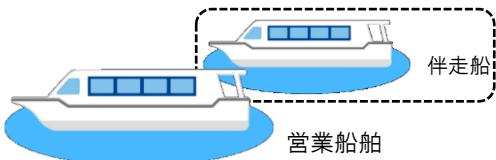
20度未満の時期1/30～3/8は航行しない場合は積みつけは不要

（15度～20度に限る）

（15度～20度に限る）



- 航行時に伴走船を伴う場合



- 救助船を配備している船舶



※現存船で救命いかだ等（救命いかだ又は内部収容型浮器）を搭載している場合、乗込装置を備え付ける場合に限り、引き続き既存いかだ等を搭載が可能

詳しくは右のQRコードより「義務化の方向性」の資料をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

ご不明点あれば、最寄りの検査機関（小型船：JCI、大型船：地方運輸局）にお問い合わせください。

